

記入例 3

退職以降の市民税・県民税・森林環境税を普通徴収（本人納付）にする場合

例) ・年税額37,000円の場合  
 ・令和6年9月30日退職  
 ・9月分まで徴収済

令和6年							令和7年					
6月分		9月分			10月分		5月分					
4,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

13,000円（特別徴収）

24,000円（普通徴収）

① (ア) 年税額：37,000円

② (イ) 徴収済額  
 上段：6月から9月まで  
 下段：13,000円

③ (ウ) 未徴収税額  
 上段：10月から5月まで  
 下段：24,000円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。

給与支払報告書 令和 年 月 日提出		所在地 〒753-8650 山口市亀山町2番1号	特別徴収義務者 指定番号 97123453
氏名 山口市長宛		所属 人事部	担当 亀山 太郎
個人番号 1987654321098		氏名 亀山 太郎	電話 083-934-2735

  

給与所得者 氏名 山口市子 生年月日 T. 54. 5. 14 個人番号 123456789102 受給者番号 9876 1月1日現在の住所 山口市小郡下郷609番地 異動後の住所 同上	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 37,000 円	(イ) 徴収済額 6月 9月まで 13,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)より 10月 5月まで 24,000 円	異動年月日 R6年 1月 9日 30日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤・長欠 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. 住所異動 8. その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
---	------------------------------------	------------------------------------	---	------------------------	--	--

  

① 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 97123453	新規 法人番号	新しい勤務先には、月割額 円を 月分( 月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう(連絡済 未連絡)です。
所在地 亀山町2番1号	担当 氏名 亀山 太郎 電話 083-934-2735	受給者番号 9876 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

  

② 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分( 月10日納入期限分)で 納入します。
--	--	--

  

③ 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため ⇒[相続人代表]住所	氏名 (続柄)	市記入欄 ※記入しないでください 旧年度 新年度
--	------------	-----------------------------------

④ 異動年月日  
 : 退職や休職した年月日を記入

⑤ 異動の事由  
 : 該当の事由を番号で記入

⑥ 異動後の未徴収税額の徴収方法  
 : 3 (普通徴収(本人納付)) を記入

⑦ 普通徴収の理由を番号で記入  
 [相続人代表] の欄は給与所得者が死亡退職した場合のみ記入